

【委員会記録】

来代委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

これより、農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案につきましては、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることといたします。

【追加提出議案】(資料①)

- 議案第73号 平成23年度徳島県一般会計補正予算(第6号)
- 議案第80号 平成23年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第81号 平成23年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第82号 平成23年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第83号 平成23年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算(第1号)

【報告事項】

- 農業大学校跡地予定地の売買についての覚書の交換について
- とくしま特選ブランドについて(資料②)

豊井農林水産部長

2月定例会に追加提案いたしました農林水産部関係の案件は、平成23年度補正予算案でございます。

その概要につきまして、お手元の経済委員会説明資料(その3)により御説明を申し上げます。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計歳入歳出予算の総括表でございますが、今回の補正予算の総額は、最下段の計の欄の補正額欄に記載のとおり、22億5,024万7,000円の減額をお願いするもので、補正後の予算総額は363億4,364万9,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

特別会計でございますが、補正予算の総額は最下段の合計欄の補正額欄に記載のとおり、1億7,131万7,000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は5億2,136万7,000円となっております。

3ページをごらんください。

課別主要事項でございますが、事業の内訳につきましては摘要欄に記載しておりますが、主なものについて御説明を申し上げます。

まず、農林水産技術支援統括本部関係から御説明を申し上げます。

1段目の農業総務費につきましては、摘要欄②の農林水産総合技術支援センター企画調整費におきまして、起債対象事業費の確定などにより、1億 8,992 万 8,000 円の増額をお願いするものでございます。

2段目の農業改良普及費につきましては、事業費の確定などによりまして、349 万 4,000 円の減額をお願いいたしております。

3段目の農業研究所費から4ページに記載の水産研究所費につきましては、農業研究所などにおける試験研究などに要する経費におきまして、補正をお願いするものでございます。

4ページをお開きください。

以上、農林水産技術支援統括本部合計といたしましては、4ページ最下段の補正額欄に記載のとおり、1億 7,226 万円の増額となっております。

5ページをごらんください。農林水産政策課関係でございます。

1段目の農業総務費につきましては、事業費の確定などによりまして、5,721 万 1,000 円の増額をお願いしております。

2段目の農業金融対策費及び3段目の水産業総務費につきましては、農業近代化資金を初めとする各制度資金の実績の確定などに伴います減額の補正をお願いするものでございます。

以上、農林水産政策課合計といたしましては、最下段の補正額欄に記載のとおり、1,043 万 4,000 円の増額となっておりますのでございます。

6ページをお願いしたいと思います。農林水産政策課所管の特別会計でございます。

1段目から3段目の農業改良資金貸付金特別会計から沿岸漁業改善資金貸付金特別会計にかけまして、融資実績に合わせた貸し付け枠の縮小に伴います減額の補正をお願いするものでございます。

以上、3特別会計におきまして、農林水産政策課合計で1億 5,299 万円の減額となっておりますのでございます。

7ページをごらんください。

検査指導課関係でございますが、2段目の農業協同組合指導費につきましては、摘要欄①の農業協同組合育成指導費の組合育成指導業務に係る経費の増加などにより、189 万 6,000 円の増額をお願いするものでございまして、検査指導課合計といたしまして、最下段の補正額欄に記載のとおり、137 万 2,000 円の増額となっておりますのでございます。

8ページをお願いしたいと思います。

とくしまブランド戦略課関係でございますが、1段目の農作物対策費につきましては、摘要欄②の環境保全型農業推進費の補助事業費の確定などにより、849 万 4,000 円の減額をお願いしております。

5段目の園芸蚕業振興費につきましては、摘要欄③の野菜経営安定対策費の価格差補給金の交付実績などによりまして、6,455 万 2,000 円の減額をお願いするものでございます。

以上、とくしまブランド戦略課合計といたしましては、最下段の補正額欄に記載のとおり、7,157 万 4,000 円の減額となっておりますのでございます。

9ページをごらんください。

畜産課関係でございますが、3段目の畜産振興費につきましては、国庫補助事業費の確定などにより、

1,365万3,000円の減額をお願いするものでございまして、畜産課合計といたしましては、最下段の補正額欄に記載のとおり、1,326万8,000円の減額となっております。

10ページをお願いいたします。

水産課関係でございますが、2段目の水産業振興費につきましては、国庫補助事業費の確定などによりまして、2,667万3,000円の増額をお願いしております。

下から3段目の漁港建設費につきましては、漁港施設の防災対策の実施などによりまして、増額の補正をお願いするものでございます。

以上、水産課合計といたしましては、最下段の補正額欄に記載のとおり、1億7,942万2,000円の増額となっておりますのでございます。

11ページをごらんください。

農村振興課関係でございますが、2段目の山村振興対策事業費から4段目の土地改良費につきましては、いずれも国庫補助事業費の確定などによる補正をお願いするものでございまして、農村振興課合計といたしましては、最下段の補正額欄に記載のとおり、6,280万2,000円の減額となっております。

12ページをお願いいたします。

農業基盤整備課関係でございますが、1段目の農地総務費及び2段目の土地改良費につきましては、いずれも国庫補助事業費の確定などによる補正をお願いしております。

3段目の農地防災事業費から5段目の耕地海岸施設災害復旧費につきましては、耕地関係の大きな災害がなかったことなどによりまして、減額の補正をお願いするものでございます。

以上、農業基盤整備課合計といたしましては、最下段の補正額欄に記載のとおり、12億7,783万8,000円の減額となっております。

13ページをごらんください。

農地計画課関係でございますが、1段目の農業総務費につきましては、国庫補助事業費の確定などにより、1,635万9,000円の減額をお願いしているものでございます。

3段目の農地調整費につきましては、摘要欄⑤の地籍調査費におきまして、国庫補助事業費の確定により、今回、7,125万円の減額をお願いするものでございますが、本事業におきましては、既に昨年度末に国の予算配分の厳しい状況が予想されておりましたので、平成22年度2月補正予算におきまして、国の予算確保により増額補正を行い、今年度へ7,125万円の繰り越しを行ったところです。これによりまして、平成23年度の事業費総額といたしましては、昨年度と同額の事業費ベースで8億5,600万円を確保し、事業の進捗に努めているところでございます。

以上、農地計画課合計といたしましては、最下段の補正額欄に記載のとおり、7,685万1,000円の減額となっております。

14ページをお開きください。

林業振興課関係でございますが、1段目の林業総務費から4段目の造林費につきましては、いずれも国庫補助事業費の確定などによる補正をお願いするものでございまして、林業振興課合計といたしましては、最下段の補正額欄に記載のとおり、5億3,842万9,000円の減額となっております。

15ページをごらんください。

林業振興課所管の特別会計でございますが、県有林県行造林事業特別会計に係る所要見込み額の減によりまして、合計で 1,832 万 7,000 円の減額をお願いいたしております。

16 ページをごらんください。

森林整備課関係でございますが、4段目の治山費につきましては、国庫補助事業費の確定などによりまして、減額の補正をお願いしております。

また、5段目の災害林道復旧費につきましては、摘要欄②の現年災害林道復旧事業費の平成 23 年に発生いたしました被災林道の早期復旧に要する経費などにより、増額の補正をお願いするものでございまして、以上、森林整備課合計といたしましては、最下段の補正額欄に記載のとおり、5億 7,297 万 3,000 円の減額となっております。

17 ページをごらんください。

繰越明許費の追加分といたしまして、今議会において先議をお願いいたしました案件以外の事業につきまして、それぞれ繰り越しをお願いするものでございます。

17 ページから 19 ページに記載のとおりでございますが、農林水産技術支援統括本部ほか5課の 30 事業につきまして、追加分に係る翌年度繰越予定額の合計は、19 ページの最下段に記載のとおり、55 億 3,256 万 9,000 円となっております。

20 ページをお開きいただきたいと思います。

繰越明許費の変更分でございますが、先議で御承認いただきました事業のうち、農村振興課ほか2課の 8 事業につきまして、繰越予定額の変更をお願いするものでございまして、変更後の翌年度繰越予定額の合計は、最下段に記載のとおり、19 億 2,234 万 3,000 円となっております。

これらの事業につきましては、計画に関する諸条件などから、年度内の完成が見込めなくなりまして、やむを得ず翌年度に繰り越しとなるものでございます。

今後は、できる限り事業進捗に努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

21 ページをごらんください。

債務負担行為でございますが、農業基盤整備課関係の国営吉野川下流域総合農地防災事業及び国営那賀川総合農地防災事業に係る負担金につきましては、土地改良法の規定に基づく平成 22 年度事業の実施に係るものでございます。

提出案件の説明は、以上でございます。

この際、2点御報告させていただきます。

資料はございませんが、第1点目は、農業大学校跡地予定地の売買についての覚書の交換についてでございます。

農業大学校は、平成 25 年4月にオープンを予定しております農林水産総合技術支援センターの新拠点の中に移転することになっております。このたび、石井町から農業大学校の跡地約 14 ヘクタールの取得を前提とした跡地利用計画を策定し、平成 25 年を目途に土地売買の仮契約の締結に向け努力したい。そのあかしとして覚書を交換したいという要望がございました。

県といたしましては、県有財産の有効活用を図る観点から、昨日、3月6日に石井町と覚書を交換いたしましたところでございます。

今後とも、石井町と連携を図りながら、農業大学校跡地の有効活用が図られますよう、適切に進めてまいりたいと考えております。

第2点目は、とくしま特選ブランドについてでございます。

お手元に御配付しております資料1をごらんください。

とくしま特選ブランドにつきましては、県産農林水産物のブランド力の一層の強化を図るため、県産農林水産物の中で贈答用として人に贈りたくなるような付加価値の高い商品として登録するものでございまして、平成26年度までに20商品の登録を目指しているところでございます。

このたび初めて公募を行いまして、応募のございました15商品につきましては、生産、流通、消費の各分野の委員から構成されます、とくしま特選ブランド審査会におきまして審査を行い、ももいちご、すだち牛、芽生えわかめなど、登録商品一覧に掲げております11商品が選定され、昨日、3月6日でございますが、生産者の方々に知事から直接、登録証を交付したところでございます。

登録商品につきましては、登録マークの使用を初め、県ホームページの新鮮なっ！とくしま通信への掲載、県外における徳島県人会への情報提供、「新鮮なっ！とくしま」号を活用いたしました県内外におけるフェアでのPRなど、積極的な情報発信に努めまして、とくしま特選ブランドが、消費者の皆様や流通業者の方から高い評価を受けるよう応援してまいりたいと考えております。

今後、とくしま特選ブランドを核といたしまして、県産農林水産物の新たな需要拡大に向けた販売力やブランド力の強化に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

来代委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますけれども、このブランドは、きのうニュースで全部出とるで。きょう発表するならようわかるけど、きょうわざわざ報告してくれんでもよかったん違うかなという気持ちがないでもないんですが、それはそれとして、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

黒川委員

本会議で議論になりました、シカ肉、ジビエの話です。

これ、三好市でいうたら、東祖谷の一番奥まで車で走ったら2時間かかるんです。そして、道路までとったシカをおろしてこようとしたら、30分ぐらいは普通かかる。そしたら、三好市役所から、山でとったやつをおろしてきて、それから池田まで積んでいこうとしたら、2時間半かかるぐらいの状況です。大体、シカっていうのは町の中におらんからね、山におりますので。そして聞いたら、シカ肉っていうのは、とってから大体1時間以内とかいう話になってますわね、処理するのに。そういう意味で考えたら、今、県内で2カ所ぐらいシカ肉の処理場ができてんんですが、あと3カ所ぐらい追加しようというお話なんです、これこそ山に近いところで処理しなければシカ肉として使えないということだと思ふんですが、そこら辺についていかがですか。

檜垣農村・鳥獣対策担当室長

処理加工施設の増設についての御質問でございますが、今、委員からもお話がございましたように1時間という制限がございまして、なかなかせつかく捕獲しても、お肉に使えないというシカの数もかなりあると聞いております。

また県といたしましても、処理加工施設をふやしていくことは、お肉の供給量をふやすとともに、肉の単価も下がってくるということで、ジビエ料理を推進する上では必要と考えておりますので、今後、市町村とともに、場所にこだわらず、十分に処理加工施設が運営できるような数に持っていきたいと考えておるところでございます。

黒川委員

そういうことだと思うんですが、シカがおるところでしかシカはとれんのんよね。おるところでとったやつを、いかにしてシカ肉として、ジビエ料理として処理するかとしたら、そういうところに帰結するんです。そういう意味で、しっかりしかと取り組んでほしいということを申し上げておきたいと思います。

次に、これも本会議で議論になりましたが、林業労働者がずっとトレンドとして、どんどんどんどん減ってきてよったと。それがこないだの国勢調査でぐっと林業労働者がふえたという話なんです。ふえた人数がどういう状態になつとるか、トレンドです。それと、どういう人がふえたんか、これは年齢構成です。どこの地域が、どういう形でふえたんか、そんなことについてお答えしてくれますか。

梅崎林業振興課長

林業就業者の国勢調査の件についての御質問でございます。

本年2月28日に、平成22年に実施されました国勢調査の速報値が発表されました。

県内の林業従事者は837人と、平成17年の604人から233人、39%の増となりまして、委員御指摘のとおり、昭和35年以来の減少に歯どめがかかりました。市町村別の人数は、那賀町の165人をトップに、三好市の128人、海陽町の90人、美馬市の86人の順になっております。また、平成17年から増加した人数の多い市町村は、三好市の43人増、それから海陽町の36人増、那賀町の26人増の順番になっております。

年齢構成ですけれども、45歳から64歳が449人と全体の54%、過半を占めております。その次に、15歳から44歳までが246人の29%、65歳以上が142人の17%となっています。17年度の数値と比較しますと、15歳から44歳までが21%から29%の8ポイントのアップ、逆に65歳以上が29%から17%と12ポイントのダウンとなって、若返りが図られているということがわかっております。以上でございます。

黒川委員

平成17年と比較して233人ふえて、その中でも年寄りよりも若い人がふえたということで、どんな場合でも私やおもしろく言うんですが、年寄りというのは、おだぶつになるのが早いだけで、若い人がどんどんふえていかんかったらどうもこうもならんと。家庭もそう、地域も、国も、県もね。

きのうも商工労働部関係で第9次の就業関係の計画が出て、そのトレンドを見たときに、徳島県が2025年に70万人になるんだという人口の推計も含めて、そしてゼロ歳から14歳、15歳から64歳まで、65歳からという3つの区分けをした中で、年寄りがふえて、ゼロ歳から14歳がた減りであるという資料を見せていただいてびっくりしたんですが、若い人がふえたっていうのは、1つは機械がどんどん入っていったから、機械が使いたいというて入ったんか、そうじゃなくて、林業労働者に従事することによってやる気を起こす人か。単に機械だけだったら、実際、私も山の中で生まれた人間だから、山で作業するというのは大変危険なんです。私はチェーンソーを使うじゃなくて、のこで切りよったほうですので、切ったときに風が吹いてきたら、どっちへ倒れるかわからんし、倒れたときにどっちへ飛ぶかわからんし、上から滑ってきたときに命を奪われるとか、いろいろあるわけでありまして、ノコで切りよって、矢を打ち込んで、方向を定めて倒していくんですが、そういう意味で経験がなかったら大変なんです、機械でしよっても、そのことは起こるはずなんです。危険が伴うんです。

そういうことで考えたら、若い人がふえたっていうのは、三好市も結構ふえてましたから、機械がどんどん入ったということだけじゃなくて、そういったことで、現場の若い人とのコミュニケーションをとられると思うが、そこら辺の若い人の意気込みというか、モチベーションというか、県のヘゲモニーがどうなっとんか知りませんが、そこら辺について、これは特徴的だなあということがあったら教えてくださいませんか。

梅崎林業振興課長

林業就業者、中でも若い人がふえた要因についての御質問でございます。

全般的な話といたしましては、平成17年度から県のほうで林業再生プロジェクトとして、間伐材を出す、それと、その有効利用を進めるということで、プロジェクトに取り組んでいっております。その中で、委員おっしゃいますように、高性能林業機械の導入、あるいは作業場の整備といった生産性を高めるための仕組みを入れたということで、その結果、19年度からはプロジェクトをステップアップいたしまして、さらに間伐材の生産量をふやしてきた。こういったプロジェクトの効果があらわれまして、間伐材の生産量が大きくふえたと。こういったことが、林業従事者の増加につながっていることの1つと思っております。

また緑の雇用と申しまして、平成17年度から平成22年度までに144名の方が新たに就業されています。年齢は少し幅広いんですけども、他の産業からの参入、あるいは全く新規に就業されるという方もございます。そのうち約7割の方が定着されておりますので、そういった面も今回の林業就業者の増加につながったのではないかなというふうにご考えておるところでございます。

黒川委員

非常に抽象的なというか、まとめてくれたらそういうことになるんだろうけど、若い人とのコミュニケーションの中で、アンケート調査とか、そんなのはしたことないんですか。

梅崎林業振興課長

直接、林業就業者に対してのアンケート調査というのは実施していませんが、私どもは現場に行きますと、例えば搬出作業をする際に、若い人たちだけでグループをつくって搬出班をつくっておる。非常に活気があ

りまして、ベテランも時々指導に来るんですけども、若い人たちだけでグループを形成してやっているというのが、1つの定着する要因かなというふうにお聞きしたところもありますし、また、作業に従事している方を対象に数十人集めて研修しますと、非常に20代から30代の方が多くおられまして、なかなか活気があるなあと、やっぱりこういった若い人たち同士のコミュニケーションがあれば、さらにまた林業の環境もよくなっていくんじゃないかなというふうにご考えておるところでございます。

黒川委員

そういう若い人だけというよりは、もっと言えば、技術っていうか、技の伝承っていう意味で考えたら、いろんな経験が豊富な人がいて、そして若い人が見よう見まねでやる部分と、機械を使うほうについては、若い人のほうがたけてますから、そういうことはわかるんですが、今、機械が入りよるところは機械が入れるとこなんです。だけど、徳島県内には機械が入れんところがたくさんあって、そこをどうするんだと言うたら、集材線を張るとかいう感じでやらないかん。集材線を張るにしたって、相当な手間暇かかって、危険も伴う。そして集材線を張るには、それだけの高いところへ登らないかんこともありますし、そういう意味で考えたら、機械が入れるとこだけやって、ほかのところは捨てよるということにはならないんでありまして、今はたまたまそういう形で、国からのお金をもろうて、機械が入って云々だけど、ほんとにそういう山の中で単価をどうアップするか、そしてそれが売れるようにどうするかという川上から川下。川下対策しなければ、川上対策は進まないということも本会議で議論になりましたが、全くそのとおりでありまして、そういう意味で、若い人のアンケートとかいろいろしながら、そしてなおかつ飯が食えるようにするとかいったことも将来ビジョンでニーズにこたえるという、若者のやる気を起こしていく。

そうした形で、この国勢調査の結果、私は結果的にいい数字が出てきて喜ばしいし、これが将来に向けて、若者の定着で雇用の過疎という問題が和らぐというか、そういった問題につながっていくことに非常に気を強くしたわけではありますが、ぜひそういった意味で、機械を入れて若者っていうんやけど、そこには今言った、できるところはエリアが限られとるということも含めて、もう少し丁寧な若者とのそういう対話等々も現場ではやっとならどうか知りませんね。課長のところへは抽象的な話しか上がってこんけど、現場はやりよるかどうか知りませんが、ぜひそんなことでしっかり若者の定着をして、安全・安心で働き続け、そして地域で頑張れる人材、マンパワーを育成していただきたいなあということをお願いいたします。

次に有害鳥獣の話です、野生鳥獣。この問題で、今は野生鳥獣の問題についていろいろ議論されて対策をとってきてますが、環境のほうとは違って農林のほうですから、こら辺の野生鳥獣に対する被害状況で、今後、頑張ってもらわないかんっていうことが一言であります、そういうことで、どんな動きがありますか。

檜垣農村・鳥獣対策担当室長

鳥獣被害対策に関する今後の動き等ということについての御質問でございます。

鳥獣被害防止特別措置法の関係の御質問かと思いますが、鳥獣被害防止特別措置法につきましては、昨年8月に自民党案が参議院に提出されまして、その後は民主、自民、公明の3党で、この案をもとに現在協議が行われ、3党合意案が今後、参議院で審議が行われると聞いております。この鳥獣被害防止特別

措置法が鳥獣被害防止対策総合交付金の主となっておりますので、特別措置法の改正により、今後の鳥獣被害対策の取り組み等の状況が決まってくると考えておるところでございます。

黒川委員

今、鳥獣被害防止特別措置法のお話をされましたが、これがどういう形の改正になるかはよくわかりませんが、改正になったら、徳島県内とか四国とか、そういったエリアの中で、どういうことに今、我々としては喜びを感じるのか、ちょっとそこら辺について御説明ください。

檜垣農村・鳥獣対策担当室長

3党で合意されて、今後、参議院の中で審議されるというふう聞いておりますが、その3党で合意された内容についてはまだ把握ができておりませんので、今、委員の御質問の内容について、ちょっと御答弁ができないという状況でございます。

黒川委員

四国の中で4つの県にまたがるとる三好市なんかは特に、猿やイノシシやシカは県境がありませんから自由闊達に闊歩するというか、そういう状況にあるんですが、こういう対策についてほんとに市町村任せで、しっぽ持ってきたら何ぼやるわとか、耳切ってきたら1万円やるわ、5,000円やるわ、3,000円やるわという形で、確かにそういう面でも、囲いとかわなという形も進んでるんですが、高齢化して、そういった作業をする人もなくなって、猿だけが、イノシシだけが、シカだけが闊歩するという状況があるんですが、実は私は池田町の中西というところで朝6時ぐらいから、夜も7時、8時ごろウオーキングするんですが、猿が夜8時ごろでも、朝は当然ですが、私が歩きよったら威嚇するんです、強く。

そして、キャツキャツキャツキャツ言うて何で夜でもするんかと思うたら、街灯がついとるからそういうことをするんですが、私が1人で歩きよるから、あいつ威嚇してやろかっていうんではないだろうと思うんですが、朝6時ごろは、今、夜が明けてますから歩きよってもそうだし、夕方、夜8時、9時に歩きよってもそうですが、そういう意味で、中西とか白地付近だったら、どちらかというたら町なかに近いんですが、奥のほうへもう少し入れば、猿やイノシシやシカが本当にいるんですが、こういう問題に対して引き続いて、今までも取り組んでくれてますが、今度、法律改正がどういう形になるのか中身については今、承知してないということではありますが、今よりよくするために特別措置法の改正をするんだから、地域の人はその猿やイノシシと共存、共生ということにもならんので、特別措置法が改正されることを待ち望んでいるわけですが、中身についてわかってないんですから、これ以上質問してもお答えがない、時間をもったいないですけど、この改正はそうしたら、通常国会が終わるまでには通るということでもいいんですか。

檜垣農村・鳥獣対策担当室長

私も新聞での情報しか持っておりませんが、新聞によりますと、参議院農林水産委員会に迅速に審議できる委員長提案として今国会に提出される予定というふうに書かれておりますので、今、委員が言われたようになるものではないかと考えておるところでございます。

黒川委員

まあ、それは国へお任せして、もともと国や市町村から有害鳥獣の問題をどうぞしてくれと、特に県境を越える場合はどうするとかいったような問題を陳情というか、上げてきていたと思うんですが、そんな問題について国へ働きかけるといことを知事も表明しましたので、それは全国的な話であると思うので、しっかりやってもらいたいなというように思います。

何かありますか、部長。

豊井農林水産部長

今、黒川委員からお話がありました鳥獣被害防止というのは大変重要な問題でございまして、まさに国におきましては、鳥獣被害防止特別措置法の改正に向けた動きを進めているところでございます。

その中におきましては、やはり鳥獣対策をさらに一層推進するためのさまざまな規定が盛り込まれるんじゃないかとかいったような話もございまして。原案におきましては、狩猟免許の有効期限を3年から5年に延ばすとか、あるいは基準を緩和するといったような内容を盛り込んだりという話が出ておりますが、その中身が3党合意の中でどういうふうに変わっているかということについて、私、十分補足できないことは大変申しわけないと思っておりますが、方向としては、鳥獣被害防止をさらに一層推進するというところでございまして、その法律の制定を踏まえまして、しっかりと取り組んでまいりたいというふう考えているところでございます。

黒川委員

特別措置法が早期に成立したら、それを受けてしっかりやってほしいなあと思います。

次に、この間、新聞発表でメガソーラー2社が県有地3カ所へ発電1,900戸分、年間に県へ入る収入として4,000万入る話が新聞に出ておりました。空港の問題と赤石の港の問題と沖洲で4,000万近くお金が入るといことで、すごいですね。やったなあという思いはしてますが、それで、これはよその部署の話ですが、農林水産部として、私はこの電力、エネルギーの地産地消の問題をずっと取り上げてきたことがあるんですが、今の原子力発電というのは、東京電力が福島、新潟のほうで電力を原発でつくって、それを東京の人が消費するというんで、まさに生産と消費は全然隔てたところで行っているということだったと思います。

それは何のためだったかという、今度の3.11の事故によって、東京のど真ん中にしといたら大変なことになるということがわかって、そういうことであるけど、そうじゃなしにエネルギーの地産地消をやる。送電するロスを減す意味でも地産地消っていうのは大事であると思うんですが、とりわけそういう意味で考えたときに、農林水産部としてエネルギー、ソーラーとか小水力とか、地熱があるかというたら、地熱は国の関係で言うたら、福島だ、宮城だ、北海道だといところで、地熱の分については、そちらにしか国定、国立公園について許可しないんだということになっておりますが、小水力、ソーラー等々について、農林水産部としてどうするんだということにもなるわけでありまして、そこら辺についてはいかがですか。

寺尾農村振興課長

農林水産分野におけます再生可能エネルギーへの取り組みについての御質問でございますけれども、特に農村振興課のほうでは、農業用水とか農業用施設にかかわる維持管理費の軽減の観点から、こういった再生可能エネルギーを活用した維持管理費の提言について検討しております、本年度ですけれども、国の補助事業でございます小水力等農業水利施設利活用促進事業というものを活用しまして、これは調査費でございますけれども、県内の土地改良施設を中心にではございますけれども、小水力発電とか太陽光発電の導入の可能性について調査を行っておるところでございます。

来代委員長

この人は農林省出身やから、全部当たつうからな。

黒川委員

きのうは財務省だったし、きょうはそんなら農水省やなあ。今言う農業用水とか等々の農業施設を使って、ソフトエネルギー、再生エネルギーをやるということではありますが、もっと具体的に言えば、私がちょっと思い浮かべるんだったら、例えば徳島の北岸用水を使って小水力発電やるとか、それから県有施設をどう使うとか、ソーラーとか小水力や風力、ここら辺の再生可能エネルギーをやるべきだと思いますが、これ国の補助金はあるんかいな。

寺尾農村振興課長

国の補助金につきましてですけれども、本年度はソフト事業っていうか、調査費を使ってるんですけども、施設を整備する場合の補助金につきましても、農林水産施設に対する再生可能エネルギーの供給につきましては、主な事業としては、農山漁村活性化プロジェクト交付金の中のメニューです。そういった補助がございますし、あとは、かんがい排水事業といった事業の中で小水力については補助がございます、国の補助率が2分の1ということでございます。

そして、先ほど申しました農山漁村活性化プロジェクト支援交付金におきましては、小水力だけではなくて、太陽光発電とか、風力発電施設等の整備についても補助対象というふうになっております。

黒川委員

これ、国は2分の1出すと言うんだけど、県は口だけですか。お金を県は出さんのですか。

寺尾農村振興課長

県の補助についてでございますけれども、先ほど申しました農山漁村活性化プロジェクト支援交付金につきましては、生産基盤施設に附帯するものであれば、通常5%の上乗せ補助、あと、かんがい排水事業におきましては25%の補助を県が行っておりますので、そういった事業の中で、再生可能エネルギー施設について取り組まれる場合は、同様の補助を検討していきたいと思っております。

黒川委員

国が2分の1に対して、県が5%と非常に高い補助率ですが、これは帰ったらもっと上げるようにしてください。帰ったらじゃなくて、今おるうちにせないかんわね。県の話やから。県が5%やから。

小水力、風力、ソーラー、こんなのをどんどんふやしていくことによって、まさにエネルギーの地産地消をやっていく、そして先ほど言ったように、送電のロスというか、そんなものを減していくという意味でも大事なんですが、五、六年前から、ずっと前から、電力、水力等々のエネルギーの地産地消の話を言うてきたときは、さほど皆さん燃えなかったんですが、今ごろ地産地消というエネルギーの問題が出てきて、これの調査やっただけで言うたでしょう、調査。調査をどこでどんなにやったとかいうのを、結果がどうだったとか、そこら辺についてはいかがでしょうか。

寺尾農村振興課長

今年度の調査の状況でございますけれども、小水力発電につきましては、県内の用水路とかダムを対象に23カ所の調査を行っております、太陽光発電につきましては、用排水機場の屋根とか農業集落排水施設等におきまして、236カ所について賦存量調査をした後、120カ所程度について導入可能性の調査をさせていただきます。済みません、3月23日に結果が出るということで、今はまだ調査中の状況でございます。

黒川委員

この3月23日ですね、そうですか、あと1週間ね。

ソーラーが120カ所で効果があると、それから小水力が23カ所。いい結果が出て、それに基づいていろいろとまた、宣伝、扇動するということか、そして、補助金は国は2分の1ありますよと、県は5%ですよという宣伝もせないかんだらうけども、この宣伝も、もう少し補助率も上げますよとかいう宣伝もすればまたいいんだらうけど、ぜひエネルギーの地産地消、そしてそれが、原発の再稼働はもうやめてくれと、持続可能な社会のためにはあかんわということにしていかな。こないだ地熱の発電で、東北なんか原発2基分を地熱が持つとんだという報道がありましたが、そういう意味では、それぞれのところでエネルギーの地産地消、再生可能なエネルギーをつくっていくということは、人類の持続、持続ということで大変大事だろうと思っておりますので、ぜひ、そういう意味で、エネルギーの問題についても、農林水産部、農林水産部以外のところも当然あっちこっちでやりよるんですが、それぞれのセクションでしっかり取り組んでもらいたいということを申し上げて、終わります。部長の御答弁だけ。

豊井農林水産部長

まさに、黒川委員からお話ございました自然エネルギーを活用した農林水産業の振興ということは、非常に大事な視点だというふうに考えております。特に、風力でございますとか、太陽光発電でございますとか、中小規模水力といったような自然エネルギーを活用しまして、その活性化にしっかり取り組んでいかなきゃならない。特に先ほどお話ございましたけれども、私どもが国に対して政策提言した中で、今まで土地改良施設の一定の分野しか売電料金が使われなかったものが、用途が拡大されましたし、また、農地の転

用について、自然再生エネルギーを活用する場合の農地の転用の民間手続が簡素化されるなど、私どもの要望が今回、国に配慮された形でもございます。

そうした中で、今後ともしっかりと自然再生エネルギーを活用いたしまして、農林水産業の振興につなげてまいりたいと考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

川端委員

それでは私から、国営農地防災事業の件と、そして、昨年、レンコンの被害につながりましたミドリガメの対策について、2点お尋ねしたいと思います。

まず、国営農地防災事業ですが、平成3年に計画ができて、平成14年までの完成というふうな予定がありました。しかし、その後、計画は随分おくれにおくれて、まだいまだに完成をしていないわけですが、私の住んでおります鳴門の農家の皆さん方は、柿原堰からのきれいな農業用水を本当に待ちに待っておるわけでありまして。しかし、農家の方にお聞きしますと、いつまでたっても水は来ないと、うちの息子はもう自分の農園は継がないというふうに言い始めている、もう水は要らなくなるというようなことも聞いておるわけです。

そこで、国営総合農地防災事業につきまして、きょうも説明資料の21ページの債務負担行為の中に出てきておりますが、平成24年度から25年度の債務負担行為ということですね。まず、この計画はいつになったら完成するのか、その予定についてお聞かせいただきたいと思っております。

川崎農業基盤整備課長

国営総合農地防災事業、吉野川下流域の完成の予定というふうな御質問かと思っておりますけれども、完成予定につきましては、現在、事業推進しております、平成23年度末で92%の進捗率になっております。それで、総事業費の残りもあるんですけれども、そういった残事業費から判断しますと、平成26年度の完成が見込まれるんじゃないかと、そのように国のほうからは聞いているところでございます。

川端委員

いろんな背景があると思いますが、おこなっている要因については、どのようにお考えですか。

川崎農業基盤整備課長

事業のおくれました要因でございますが、当事業におきましては、まず平成3年度に事業着手いたしました。しかしながら、幹線水路工事を進めてまいったわけですが、その間、国交省との水利権の協議、それからまた工事におきましては、地質が想定以上に悪かったということで、仮設工法の計画の変更とか、また特殊工法、シールド工法、推進工法など特殊工法に変更を余儀なくされた、そういった見直しの期間なんかも要する中で、完成時期が延びてまいったというふうなところと理解しております。以上です。

川端委員

そういうふうにおくれたことによって時代の背景が随分変わってきますから、農家の数も減っていつておるといようなことも聞いておりますし、受益面積であるとか、受益農家の数であるとか、それにかかわる事業費

の増加でありますとか、いろんなことが変わってきておると思いますが、そのあたり具体的な数値を挙げて、ちょっと教えてもらえますか。

川崎農業基盤整備課長

国営総合農地防災事業の吉野川下流域地区の各事業諸元の推移の御質問でございますけれども、平成3年度に事業着手いたしましたけれども、先ほど言いましたような、いろんな情勢の変化がございまして、平成16年度に土地改良法に基づきます計画変更の手続を実施しております。

その変更内容を見ますと、まず受益面積につきましては、当初5,768ヘクタールの受益面積がございましたけれども、平成16年度の計画変更時点では5,218ヘクタールで、550ヘクタールが減少しております。また、受益農家戸数なんですけれども、当初9,008人の受益農家がございましたが、計画変更時点では8,969人と、39人が減。それから事業費につきましては、550億円から1,310億円、760億円の増というふうなことになっております。ちなみに、こういった受益面積へ持っていくます計画水量につきましては、当初の水利権水量31.052トン毎秒から28.082トン毎秒の2.97トンの減というふうなことで、これは受益面積が減ったことに伴いまして、水量も減ったというふうなことになります。以上です。

川端委員

今のは、平成16年に、そういうふうに変更になったときの値ですね。ということは、今は24年ですから、その後も大きく変わっている可能性はあるわけですか。

川崎農業基盤整備課長

計画変更から24年の時点での変更はあったのかということなんですけれども、平成3年から平成16年までの経緯なりから想定しますと、当然やはり受益面積の減少というのは想定されるんですけれども、転用とか、いろんな面があるかと思うんですけど、この部分につきましては、まだ具体的な数字はちょっと把握できておりません。

川端委員

恐らく年月とともに、この背景が変わっていつておるのではないかというふうに思います。

そこで今後、農家の皆さん方の高齢化でありますとか、農業の情勢が変わってくる中で、仮に予定していた取水量、供給量っていうんですか、これの量が変わった場合に、非常に貴重な水ですが、これは今後、変更の余地なんていうのも出てくるわけですか。

川崎農業基盤整備課長

将来、国営事業の施設の能力に余剰等が生じてくるのか、その対応についての御質問かと思っておりますけれども、まず現時点におきましては、受益面積や必要水量のこれまでの変化に対しましては、例えば先ほどの平成16年に起きました計画変更時点で、施設規模とか能力を見直しております、能力的に余裕というのは、現時点ではほとんどないというふうには考えております。

また、それから国営事業で造成されました施設は、将来的にも国有財産として存在していくわけで、その活用法につきましては、他目的利用となる場合には、農水省との協議も必要となりますけれども、私ども県といたしましては、将来そういうふうな、いろんな状況の変化等、仮に施設に余剰能力が生じてきた場合には、地元の要望等を踏まえまして、当然大切な水ですから、有効利用につきまして検討できるのではないかと、そのように考えておるところでございます。以上です。

川端委員

農業用水については、そういったいろんな農業を取り巻くさまざまな要因から、農作物の需給が変わってくるというふうなことはあるかもしれませんが、特に国の大きな問題の1つに食料自給率というのがあります。これが下がるようなことは決してあってはならないと私は思っております。そうしたことから、国営農地防災事業での水が今後ともすべて農地に有効に使われて、徳島県の農業の振興がさらに進むということ、まずは要望いたしたいと思えます。

しかし時代の背景で、いろんな水の利用について変わるというふうなこともやっぱり想定して、これからは計画も立てていかなければいけないんじゃないかなあというふうに思います。どうか一日も早い完成に向けて、しっかり取り組んでいただけますように要望しておきたいと思えます。

それと、もう一つ、ミドリガメの害についてであります。昨年のあれは何月ごろだったですかね。ミドリガメによって、レンコンの新芽が食べられるということで、大きな被害が出たというふうに聞いておりますが、恐らく鳴門地域に限定した話だったかと思えますが、昨年のミドリガメによるレンコンへの被害について、どのような状況だったかお尋ねします。

水岡普及指導課長

レンコンの新芽の食害によります被害の状況ということでございますけれども、被害が発生している地域につきましては、鳴門市大津町の段関、大代、野崎の3地区でございます。この地区につきましては、レンコンの栽培面積が約100ヘクタール程度でございます。このうち被害の圃場については、5割程度の50ヘクタール程度であろうというふうに推測しております。その中で、実際に収量に大きな影響を受けている圃場につきましては、このうち約10ヘクタールではないかというようなことでございます。

被害の状況でございますけれども、収量が二、三割程度減少する圃場もあるということから計算いたしますと、年間1,500万円程度の被害額ではないかというふうに試算をいたしておるところでございます。以上でございます。

川端委員

1,500万円の被害が出たかもしれないという話でした。

今の時期はカメは冬眠しているような時期になると思えますが、去年の被害がことしも起こる可能性というのは、どのくらい考えておりますか。

水岡普及指導課長

まだ今現在、先ほど委員から御指摘がございましたように、ミドリガメが加害生物であるかどうかというのは確定いたしておりませんが、ミドリガメがおる以上、もしミドリガメが犯人である場合、当然、今年度も被害が出るんじゃないかというふうに考えております。

川端委員

私、ミドリガメが犯人だと思ひ込んどるんですが、違う可能性もあるんですか。

水岡普及指導課長

ミドリガメでないかと言われておりますのは、近年、地域の水路に、ペット用に導入されましたミシシッピーアカミミガメ、これは一般的にはミドリガメとっておりますけども、正確にはミシシッピーアカミミガメでございます。これが大量に繁殖しております、このカメが圃場に移動したことによりまして、食害を起こしているんじゃないかというふうに推測しておりますけれども、まだ、加害生物がこのミシシッピーアカミミガメかどうかということとは特定されておられません。

川端委員

ということは、やっぱり対策をとるには、原因になったものが何かを突きとめなければ対応のしようがないわけですが、これはそうすると今後、ミシシッピーアカミミガメであるかどうかを調べるということですか。

水岡普及指導課長

今後のスケジュールでございますけれども、レンコンの栽培といいますのは、4月に入りますと植えつけが始まります。それから2週間ぐらいいたしますと、新芽が出てまいります。新芽が伸長いたしまして、カメによる被害が出るのが大体6月の下旬ごろになると思っております。

そのころにカメを捕獲し、解剖いたしまして、その胃の内容物等から加害生物を特定いたしたいというふうに考えております。それと同時に、加害生物を一斉捕獲しようというふうに今のところ考えて、鳴門市なり大津農協なりと連携しながら、体制を整えておるといような状況でございます。

川端委員

大体わかりました。まずは、原因であるカメの種類を調べて、そして、それに適切な対応をとっていくということですね。

段関のある一部だけが今、被害に遭っているということのようですが、この被害が鳴門のレンコン農家に広がらないように、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

どんな対策をとられるおつもりですか。

水岡普及指導課長

先ほども申しましたように、対策といたしましては、やはり一斉捕獲というのが最も効果があるというふうに考えておりますので、加害生物が確定いたしましたら、農家の御協力も得ながら捕獲いたして、駆除させていただきたいというふうに考えております。

この駆除につきましては、鳴門市さんのほうも処分費を御負担いただけるというようなこともございますので、連携をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

川端委員

調査をして、そして捕獲をすると。そして捕獲したものを焼却なのか何かわかりませんが、処理をする。こんな工程があるわけです。

で、それぞれ徳島県の役割、市の役割があるようです。県としては、どの部分までやるんですか。

水岡普及指導課長

一応、県といたしましては、平成 24 年度予算におきまして、未確認生物によるれんこん食害対策事業として、このたび 50 万円をお願いしてあるところでございます。

県といたしましては、いわゆる加害生物の特定と捕獲方法の改善、そういったところまで県のほうで対応したいと。捕獲については、実際、農家さんのほうでやっていただきまして、処分については、鳴門市さんのほうでやっていただくということで役割分担をいたしたいというふうに考えております。

川端委員

捕獲は農家の役割ということですが、これに対しては何か補助等が出るんですか。

水岡普及指導課長

現在までのところ、対策会議等開いて検討いたしておりますが、農家の負担については、ちょっとまだ協議が十分できておりませんので、今後できるだけ農家の負担が軽減されますように協議、調整してまいりたいというふうに考えております。

川端委員

わかりました。農家の負担ができるだけ少なくて、そしてまた今後、アカミミガメの発生におくれないように、ひとつ対策万全よろしくお願いを申し上げまして、終わります。

来代委員長

ちょっとお話しとしますが、昼が来るので、笠井議員がもし質問あるんだったら、ちょうど時間がうまくいくので、どうですか皆さん。

(「異議なし」と言う者あり)

笠井議員

委員外発言なんで時間もありませんけれども、1点だけお聞きしたいと思います。きのうもテレビで報道されました、とくしま特選ブランドにつきましてお尋ねしたいと思います。

重立った15商品を審査した結果、11商品の登録ということが書かれとんですけども、これってどういうふうな応募の広報をされたんですか。まず、お聞きしたいんですが。

隔山ブランド戦略課長

公募の方法につきましては、県のホームページで公募いたしました。

それと、各支援センター、JA、関係機関に対して、こういうふうな応募がありますよというような周知を図っておりました。

笠井議員

ということは、15商品しか応募してこなかったという理解でよろしいんですか。

隔山ブランド戦略課長

しかというか、15も応募していただいたというふうに私のほうは考えております。

笠井議員

これを見ますと、例えばJAのいちご部会とか、あるいはJA里浦、あるいは有限会社があつてみたり、個人の名前があつてみたりするわけなんですけども、例えば、私、カンショをつくっておりますのでカンショのことを言わしてもらいますと、特選「里むすめ」って書いてあります。松茂の場合だと松茂美人、川内の場合だと甘姫って書くんですけども、なぜ、なると金時じゃなくて、JA里浦の商品名、里むすめっていうのにしたってことになるんですか。

隔山ブランド戦略課長

少し先ほどの御質問に対して、補足をしたいと思います。

15商品の応募があつたというふうなこと以外に、あと枝豆とか、スイートコーンとか、ハモとか、ちょうど定期的に、今、商品がないものも応募がございまして、それらについては、次回の審査に回していくというふうなことで、実際につきましては、15以上の応募があつたところでございます。

それと今の委員の御質問でございますが、この名称につきましては、各応募者が応募してきた名称になっております。それで、JA里浦のほうの特選「里むすめ」という名称で応募してきておりますので、こういうふうな名称になっております。

笠井議員

よくわかりました。

そしたら、例えば川内なり、あるいは松茂が各自のブランド名で出してきたても、審査対象としてこの特選に選ばれるってことは考えられるんですか。

隔山ブランド戦略課長

内容を審査しまして認められるものにつきましては、この特選ブランドに選ばれるようになるというふうになると思います。

それと1つ補足なんですが、この特選「里むすめ」につきましては、L、M級を厳選して化粧箱に入れたというように普通の出荷のものではございません。贈答用としてふさわしいような商品でございました。以上です。

笠井議員

そしたら例えば、私や思うのに、なると金時っていう名称で選んでいただければ、川内もそうなんですけど、贈答用の注文がありまして、郵便局とか、いろいろなところから注文がありまして、贈答用っていうのをつくつとるんです、わざわざ。ブランドでしてくれたら紛らわしくないんですけど、例えば里むすめというて1つのJAの商品名だけを取り上げられると、じゃあ、あとはあかんのかと。我々はわかるでしょ、徳島の人間はね。東京の人間は、なると金時といったらもう里むすめしか特選認定してないんやなあっていうふうにイメージを受けると思うんですけど。そこはどなんですか。

隔山ブランド戦略課長

この特選ブランドにつきましては、1つの商品、商品が違うというようなことで、昔のブランドのなると金時とか、あとナスとかキュウリとか、そういうふうな名称ではなくて、これが1つの商品になっておるといふふうなものでございます。それで今後につきましては、川内でしたら甘姫、松茂でしたら松茂美人の贈答用に適したようなものをぜひ応募していただきたいというふうを考えております。

笠井議員

よくわかりました。そしたら、ここに載っておりますのは個人名も入ってます。例えば、川内のなると金時、甘姫ですね。農協が応募しないという場合に、例えば個人的に私が応募して、特選マークをいただけるということもあり得るわけですか。

隔山ブランド戦略課長

はい。内容がふさわしければ、選ばれるというふうな可能性がございます。

笠井議員

そうしたら、登録マークを使うんですね。これをいただけるということで、何かこれをもらうために、使用料とかそういうことはないわけなんですか。

隔山ブランド戦略課長

このマークの貼付につきましては、使用料等は要らないというふうなことで、実際に箱に貼付される場合は、このマークの型がございますので、自分でそれを利用していただいて張っていただくと。これにつきましては、登録番号を入れていただくということにしております。

笠井議員

そうしたら贈答用に限るということで、L、Mクラスをということであるんですけども、L、Mクラスといいますが、御存じのように圃場によって、芋の形状とか色が全部変わってくるわけなんですけども、これは例えば、一箱一箱見るわけにいかんと思うんですけど、どういうふうな方法でやっていかれるのでしょうか。

隔山ブランド戦略課長

内容の品質につきましては、登録を受けた生産者の皆様が、これにふさわしいという内容で厳選していただくというように自己責任でやっていただくというふうにしております。

笠井議員

大体わかりましたので、せっかく徳島の自信作の特選ブランドっていうのができてますので広く、まだまだ私が見るところによりますと、木頭ゆずとか、あるいは土成の作物であるとか、レタスですね、いろんなものが出てきてないんです、こう見ると。本当に徳島県で有名な特産品が出てきてないということで、これから出てくる可能性が十分あると思いますので吟味していただいて、このブランドによって徳島の県産品が高く市場で流通しますようお願いしたいと思います。以上です。

南委員

緊急雇用創出事業において、土壤診断業務事業というのに8人の新規雇用というのがございますが、土壤診断に基づく低コスト化推進の強化、効率化を図るということなんですけど、これまでにそういう業務に何人ぐらい携わっていて、今回8人を新規雇用するのか、ちょっと教えてください。

水岡普及指導課長

緊急雇用を活用いたしました土壤診断業務でございますけれども、これにつきましては平成21年度から実施いたしております。平成21年度の雇用人数は延べ20名でございます。平成22年度に延べ16名、平成23年度におきましては延べ11名ということで、土壤診断の業務を補助していただいております。

南委員

この事業自身は農家に対して十分に周知されているのかなあという部分と、これまでの利用件数とかを教えてください。

水岡普及指導課長

これまでの土壌診断の診断点数でございますけれども、先ほど申しました平成 21 年度につきましては、診断点数が 6,160 点でございます。平成 22 年度におきましては診断点数は 6,533 点でございます。

徐々に上がってきておるといような状況で、そういったことから農家の方には十分、土壌診断につきましては周知できているものというふうに考えております。

南委員

いろんな元気な農業法人なんかの講演とかを聞きに行くと、みんな自分ところで堆肥をつくったりしながらも、さらに土壌診断をして、足りない養分だけの肥料を買うと。そういう中でコストを削減して、元気な農業法人があるというふうには私は思ってるんですが、こういう事業が私の知らないところで着々と徳島県でも根づいているというのは、本当に頼もしく思っております。今回 8 人増員する中で、さらに周知を広げていって、農業のコスト削減に寄与していただきたいなあというふうに思っております。

そういう中で、徳島県っていうのは忌部氏がいつか勢力を持っていて、その忌部氏の農業っていうのは、山の枯れ葉とかを集めて堆肥化するようなサステイナブルな部分の農業っていうか、そういうのをやっていて、ただ全国的にこんなのが残っているのは、もう非常に数少ない。一宇とか来られた方が、いまだにそういう農業なのを見てびっくりして帰るといのがあるんですが、そういうサステイナブルな農業っていうのが、そういう土壌診断なんかも依頼がなくてもちょっとやってもらって、目指すべき方向というのか、この農業の方法もすばらしいよみたいなのが実証できれば、さらに広げていってほしいなあというところをお願いいたしまして、今後のそういうことで何か思う言葉があったら少しお聞かせいただきたいと思っております。

水岡普及指導課長

持続可能な可能性のある農業ということでございますけれども、土壌診断につきましては、土壌の健康状態を知るという意味から非常に重要でございますし、また、肥料の価格が高どまりしておる中で、できるだけ肥料を少なくして、低コスト化を図っていくという意味から非常に重要であるというふうに考えてございます。

徳島県では、御承知のとおりエコファーマー等も進めておりまして、できるだけ環境に優しい、持続可能な農業ということを進めておりますので、今後ともそちらの方向で推進してまいりたいというふうに考えております。

南委員

今後とも、そういう形で頑張っていただきたいと思っております。

質問終わります。

来代委員長

健康と午食のために休憩をいたします。(11 時 55 分)

来代委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(13時03分)

大西委員

私のほうからは、こないだちょっといろいろ話をしたもんで、そのことの現状をお伺いしたいと思っております。

全国に市場があるんですけど、徳島県内にも卸売市場がありまして、市場の話になって、ある方から、だんだんだん市場が廃れてきたという、そんな話があったもんで、いろいろ私もちょっと調べてみたんですけど、まず、この卸売市場法というんですか、法律で規定されているのは、中央卸売市場と地方卸売市場と2つが規定されておりまして、法律に基づいた2つの市場を運営するんですが、どうも中央卸売市場については、人口20万人以上の市、または広域連合等が農林水産大臣の承認を受けているのが中央卸売市場で、これはそんなにたくさんはないと思うんです。もう一つ、地方卸売市場があって、これは中央卸売市場以外の卸売市場で、売り場面積が一定規模以上のものについて知事の許可を受けて開設すると、こういうふうな2つになっております。

それで、まず現状をお聞きしたいんですけども、中央卸売市場は徳島県内に幾つあるのか。それから現時点で、県知事の認可する地方卸売市場は幾つあるのかというのをちょっと教えていただけますか。

隔山とくしまブランド戦略課長

卸売市場につきましては、中央卸売市場と地方卸売市場というのがございます。それで中央卸売市場につきましては、徳島では徳島市の沖洲のところに中央卸売市場が1カ所ございます。地方卸売市場につきましては、県下で11市場ございます。

大西委員

まず中央卸売市場は県内1カ所しかなくて、徳島市だけだということです。徳島市の沖洲にある市場だと。あと県内に地方卸売市場が11カ所ありまして、それが各地にあるということです。

これが、その方のいろんな話を聞いてると、どうもだんだんなくなってきてるんじゃないかなあという話です。それで、中央は恐らくずっと前から1カ所なんだろうと思いますけども、それも確認のためお聞きします。中央卸売市場は、過去、全盛期のときに何カ所ぐらいあったのか、地方卸売市場は全盛期のときに県内に何カ所あったのか、お答えいただきたいと思います。

隔山とくしまブランド戦略課長

中央卸売市場につきましては、1カ所のままでございます。

あと地方卸売市場につきましては、近年、鳴門のほうで1カ所、水産のほうで廃業した市場がございますので、近年では12カ所であったというふうなことでございます。

大西委員

近年というのは、いつなのかわかりませんが、私の質問は最盛期では幾つですかって聞きましたんで、おわかりにならないのかな、記憶にないのかなと思うんですが、今の課長さん以外で古参の人、一番前に並んでいる人で何か記憶に残っている人はいますか。隔山課長は最盛期は12カ所で、1カ所は鳴門の水産の市場が廃止になりましたということなんです、さらに以前、それよりも多くあったという記憶はありますか。

安芸ブランド戦略総局長

委員の御質問でございますが、私の記憶というふうな範囲で御答弁させていただきますと、先ほど隔山課長のほうから話がありましたように、鳴門で近年1カ所、旧池田にも私の記憶ではもう1カ所あって、廃業された場所がある。私の記憶の中では、2カ所の廃業があったというふうに認識しております。

大西委員

最盛期は、県内に地方卸売市場が13カ所あったと。それでずっと以前に、今、総局長さんの話だと池田町ですかね、今の三好市のほうで……（「林青果」という者あり）林青果、跡を継ぐ者がなかったんですかね。池田のほうで廃止したのが1カ所あった。それで最近になって、多分平成22年だと思いますが、鳴門で水産のほうの市場が廃止になって、今現在で11カ所ということのようです。それでいいんですかね。

それで、だんだん地方卸売市場が13カ所から11カ所になっておるんですけども、最盛期の市場数はわかったんですが、取り扱い金額というのはどうですか。13カ所あった時代から今11カ所ということですけども、地方卸売市場は県の管轄だということで、この取り扱い金額というのがわかると思うんですけども、一番大きい取り扱い金額はどれぐらいあったのか。それから、恐らく23年度はまだでしょうね、平成22年度はどれぐらいの取り扱い金額があったのか教えてください。

隔山とくしまブランド戦略課長

手持ちの資料によりまして、ピークの時、平成16年度の売上高が48億426万円、平成22年度の売上高が38億5,321万円となっております。

大西委員

今のお答えで、一応、隔山さんの知っている範囲でということですが、市場の取り扱い金額については、平成16年が一番高いんじゃないかということで、そのとき徳島県内の地方卸売市場の合計額で48億の取引があったということです。ところが、データとしては最新になる平成22年の売り上げは38億5,000万ということで、約10億落ちてるわけです。当然、2カ所廃業されたわけですから、その分少なくなるというのは当然のことだと思います。このように、現状、平成22年度で38億5,000万の売り上げがあるとはいつでも、この平成16年から約10億も売り上げが落ち込んでいるという状況であるということがわかりました。

こういう状況の中で、どうもまだまだ、まだまだと言ったらたくさんみたいに聞こえるんですけど、これからも認可している地方卸売市場がもうなくなっていくんじゃないかという話も聞こえてきます。それで、今現状で

11 市場ある中で、私も一覧表をインターネットでプリントしたんですけれども、徳島市には中央卸売市場を含めて3カ所、徳島花市場と徳島共進生花市場というんですかね。それから鳴門には鳴門市公設地方卸売市場と、小松島には2カ所で、小松島合同青果というところと小松島青果というところがあります。阿南市も2カ所で、阿南中央地方卸売市場と橘水産魚市場というところがあります。あと吉野川市のほうにも鴨島に2つ、美馬市は1つ、池田町は1つと、こういうようなことになっておりますが、どうも今後も地方卸売市場が廃止されるようなところがあるのではないかというような話を聞いて、それで私も、先日、鴨島の鴨島青果株式会社の市場と鴨島東市場株式会社、この2カ所へ行ってまいりましたけれども、鴨島東のほうは何かごみが積まれておりました、それで私が行って、ここやってるんですかって聞いたら、そこにいた男の人は、いやあちよぼちよぼやなあやと言うんです。ただ様子を見たら、ごみを積んであるし、やってるんですかと言うたら、あんなここ買ったんぞと言われてたんです。それで、いやいや、そんなんではないけどもと言って話をしたら、そしたら、どうもここは売りに出すやいう話なんですというようなことをちらっと言うんです。それで、もう一つ奥に鴨島青果株式会社の市場があるんですけども、そこは一応細々とも、曲がりなりにもパレットを引いて、その上に品物を乗せてやっておりましたけれども、同じ市場が2カ所、同じところにあるっていうこと自体もなかなか難しいんだろうなと思いますが、どうも鴨島東は、もうやめるような話なんですけれども、やめるっていうことでいいんですか。

隔山とくしまブランド戦略課長

鴨島東市場につきましては、廃業に向けて手続をやっている最中でございます。

大西委員

今、お答えがあった鴨島東市場については、廃業に向けてもう手続も始まってるということで、現実に行ったらそういう状況だったということで、当然そういうお答えになるんだろうなあと思いますけども、これでもう一カ所減って、恐らく平成24年度は、最盛期に13カ所あったのが10カ所になるということですよ。3カ所減ると、最盛期よりは。

こういう状況の中で、先ほど言ってた鳴門のほうでも平成22年に水産のほうの市場が廃止をしたんですけども、市場の関係者、中央卸売市場は別だけども、地方卸売市場のほうは非常に売り上げも落ちてるといような話なんです。当然、今、全体的な話はありませんけども、約10億、取扱高が減ってるわけですから、当然、売り上げが減ってるなあって、中で仕事されてる方も思っているわけです。そういうことで、この地方卸売市場は、どんどん市場の数が少なくなって、取扱高も取り扱い金額もどんどん減っているという状況の中で、県が許可してるわけです、これは。

売り上げが減ってる中で、卸売業者も非常に困っているんです。いつ撤退しようかというような、撤退するのが早いのか倒産するのが早いのか、それとも売り上げを伸ばしていけるのか、こういうような瀬戸際まで来ているところもたくさんあるんじゃないかなと、先ほど来から、隔山さんの話を聞いたら、やっぱりほかにもたくさんあるんじゃないかなあと思います。現実にもう一カ所減ることが確実になってる状況の中で、私としては県が管轄する地方卸売市場の存続に向けての対策といいますか、活性化の対策をしなければいけないんじゃないかと思うんです。そうしないと、市場でやってる卸売業者、中卸業者、また関連事業者といっ

た方々が、もうどうしようもない、にっちもさっちもいかないというふうになると思うんです。

それで、卸売市場法で規定されてますのは、市場の中に許可されてない一般の人が入って買って買うというのは禁止されてるといことらしいんです。そうだと私も思いますけど。それで、それを何とか解除できないかというような御意見もあるんです。一般の方にも販売できるといえば、少しでも売り上げの下支えになるんじゃないかというふうに考えられている方もいらっしゃると思います。

そういったことで、法律の規制なんですけども、何かできないかということを県としては、県が許可している地方卸売市場だけでも対策をとって救っていくようなものを考えなければいけないんじゃないかと思うんですが、県のお考えはいかがでしょうか。

隔山とくしまブランド戦略課長

先ほど委員が御発言の法律上の問題というふうなことにつきましては卸売市場法、あと徳島県の卸売市場条例、鳴門につきましては鳴門市公設地方卸売市場業務条例によりまして、場内での小売、消費者への販売は禁止されております。

その中で、活性化対策をどう行っていくかというふうな御質問でございますが、鳴門につきましては、鳴門市場の活性化を図るということで、去年、鳴門の市場祭り等を2回ほど実施しておりまして、できるだけ市場を知っていただく、利用していただくというふうな取り組みを現在行っておるところでございます。

大西委員

これは法律の規制もありますので、ここで一生懸命してくれ、できないみたいなそんな話をしてもしょうがないと思うんで、1つ私としては、まず魚屋さんとか八百屋さんとかいう小売店が減少してる。で、スーパーの大型店がたくさんふえてる。藍住にできたゆめタウンが野菜、魚を売ってるかどうかわかりません。私も行ったことがない、まだ。売ってますか。ああいうみんながいっぱい行くところで、魚、野菜を売ってるということは、そこでほとんど買われてしまって、なかなか町の魚屋さんや八百屋さんで買ってくれないということになる。

さらに農産物については、今、直売所がどんどん増加してます。この直売所は、農家の方が直売するところについては、非常にメリットがあると私も思いますし、どんどんやるべきだと思いますが、これがどんどんふえるがゆえに、直売所で買うので市場で買う業者がいなくなっておるというような状況もある。販売形態の多様化っていいですか、そういうようなことで、これから先、何も手を打たなければ、地方卸売市場は衰退の一端をたどるということは間違いない傾向です。

蔭山さん、一生懸命うなずいていただいてありがとうございます。なかなか蔭山さんうなずいてくれんでえね。いつも腕を組んで、こうやってうんっ、それは違うやいう、そんなんするんですが、今だけはうなずいてくれましたからね。多分、洗い蔭山さんもこれは認めざるを得ないところなんだろうと思います。

それで、そういう凋落傾向にあるということで、だけでも現実にそこで仕事をしている人たちがいるわけで、なおかつそこで今でも取引をして、野菜や魚を買っていった業者さんがいるという状況を考えると、徳島の水産物、農産物を売るということについても、これまでも非常に貢献してきたし、これからも力の入れようによってはブランド品を販売するとか、さまざまな地産地消に対しても貢献するのが市場だと思うんです。卸売市

場を今後も存続させていかなきゃいけないと私は思うんです。

そういうことで考えれば、卸売市場活性化対策の、皆さん方、頭脳明晰な人たちが集まって、農林水産部の中でぜひとも、そういった活性化対策の委員会をつくって、法律を変えるということも含めて、どうすれば活性化ができるのか。先ほど隔山さんが鳴門の市場のことを例に言われて、私もインターネットで見ましたけども、皆さんがたくさん買う年末の時期に、一般の方を対象にした何かフェアみたいなものをしまして、一般の方が買いに来た。1日か2日かわかりませんが、その期間だけ個人が買えますよという形にして、鳴門で市場の中で個人を相手に販売をしたということがあって、非常に活性化して、もっともっとこういうことしてくれたいのにといいのという声が載ってた。

そういうようなことを1年に一遍するんじゃないくて、もっと何か定期的にはできないのか。それから、もっと県がそれに力を入れられないのか。あるいは、市場の中では売れないんだったら、市場の門の外に何か市場の品物を直売するようなブースを設けられないのか。そういったことをして、市場に入ってる業者の支援をするべきだと私は思うんですが、これは安芸さんかな、いつも部長、部長、言よんやけど安芸総局長さん、最高責任者としてどう思いますか。私はやるべきだと思うんですけどね、しっかり。

来代委員長

沖洲のは徳島市中央卸売市場って、上に徳島市ってついとんよ。それであそこ市場長は、徳島市の助役の次のクラスが天下っていくポストなんよ。だから大西先生の気持ちはようわかるけど、徳島市中央卸売市場やから、あんまり権限がないこと言よったら、しりをふかれる覚悟して答えとかないかんということを認識した上で、安芸局長どうぞ。

安芸ブランド戦略総局長

ただいま大西委員のほうから卸売市場をめぐる現状なり、将来の方向性についての御質問をちょうだいしております。

卸売市場につきましては、徳島県の事例で委員のほうからお話がございましたけれど、全国的に流通ルートの変化ということで、昔の八百屋さん、小売屋さん、魚屋さんから、スーパーあたりが台頭してきて、大きな流通の流れが変わってきたという時代背景がございます。それに加えて近年は特に消費者の皆さんから、直売所という産地直送、また生産者の顔が見える農産物といった要望が多くなってきているという状況の中で、大きく流通の中が変化してきた。そういう中であって、卸売市場の対応が問われているというのが1点ございます。

また相まって、農家の現状といいますか、漁家も一緒なんですけど、バブルの後半をピークに農産物の価格が非常に低迷しているということで、先ほど48億円から38億円にということがございましたが、約2割近く減少しているわけございまして、農家の販売単価のほうも実はそれと同等して2割近く落ちてきていると。取扱量全体の減少の話と販売単価の話が相まって取扱高が減少してきている状況があるというふうなことを認識しております。

そういった中であって、特に地方卸売市場の現状は、中央に比べてより一層厳しい状況がある。当然、量販店等の台頭の中で、大量流通というのが主流になっております。そういった中であっては、地方の集荷力

の弱いと言ったら失礼なんです、小さな卸売市場については、経営がより厳しい状況になっているということとは十分認識しております。

そういう中であって、委員からは、鳴門の事例のお話がありました。鳴門に限らず、地方卸売市場における今の状況なり整備のあり方、今後の方策について、実は県におきましては、卸売市場審議会というのを設けておきまして、各委員さんのほうから、市場のあり方、整備の方法あたりを議論いただくような場も持っておりますので、そういった中で、今後の方向性あたりについて議論いただくとともに、鳴門市につきましては、鳴門市役所のほうと十分、状況等のお話を聞きながら相談をさせていただきたいというふうに思っております、そういった中で卸売市場全体を今後どうしていくのか、十分議論させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

大西委員

安芸総局長さんからせっかく御答弁いただきましたけど、今の御答弁で、地方卸売市場審議会というんですか、その審議会が既に立ち上がっていて、いろんな審議委員さんの意見をいただいておりますよということをおっしゃっていただきましたけど、じゃあその審議委員会で今後地方卸売市場をどういう方向に持っていくのかということのような基本的な方針みたいなものは、もう明確になってるんですか。

そして、普通、審議会というと、皆さん方の隠れみのというか、皆さん方がつくって、それで審議会の先生にどうぞと。で、それに審議会がオーケー出したから、私らの意見じゃなくて、審議会の意見ですよというようなことをいつも言うけれども、皆さん方の地方卸売市場の今後の方針はこうしていくんですよということを審議会にお諮りして、審議してくださいということをおっしゃっているんですか。そういう状況をつくっていかなくちゃいけないと思うんです。

今、私が言ったようなことに対して、ちょっと何かお答えいただけますか。

安芸ブランド戦略総局長

ただいま委員のほうから、具体的に審議会の内容について、どういった議論をしていくのかというふうなことでございました。

まず、卸売市場審議会については、国のほうで市場の整備計画をして、これを5年に1回見直しをするという中で、それと相まって、本県におきましても5年に1回そういった見直しを大きくしていくということで議論していただいているところでございます。またあわせて、委員から御提案の活性化方策についても、今後どのような形で、場合によれば総合的な部分。先ほど委員のほうからは10というお話もございますけど、これでいけるのかという、そういった全般的な議論をお願いするというふうな場ということで設けております。

大西委員

あんまりお答えがない。

せっかくお答えいただきましたけど、なかなかやっぱり今現時点では、県が管轄する地方卸売市場で、これからの県の方向はこうだというのがあって、それで、その方向に行ったら何とか対策がとれるんじゃないかみたいな、そういう感じにはちょっと受けとれませんか。これからって、おっしゃるかもしれませんが、ぜひと

もこれから、しっかりとこの対策を考えていただきたいというふうに思いますので、これは御答弁は要りません。多分もうそれ以上答えは出てこないだろうと思うんで、しっかりと地方卸売市場、県が管轄してるんですから、その県が管轄してる部分だけでいいですから、徳島市の中央卸売市場はいいですから、そういうことで、ぜひとも県が管轄する部分については、やっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、きょうは今年度最後の委員会になりますので、以前に私が質問させていただいて、最終的な御答弁としては、研究して、これから検討して、それで、ぜひとも何かできないかということを考えていきたいみたいなお答えで終わってたんですけども、私が質問したのは、津田の木材団地の中の水面貯木場。これが今、全く使われてないんです。

それで今年度も指定管理でしたかね、たしか予算がついて、それも何十万かの予算ですよ。そういうふうにほとんど使われてないというような水面貯木場が、もったいないじゃないかと、もっといろいろ活用できるんじゃないかという御提案をしたんです。現時点では県の財産といえども、行政財産で農林水産部が所管してるから農林水産部が何かこうしますということを言わないと、考えないと、どこかほかがこうしますやいうこととは言えないわけだから。農林水産部としては水面貯木場はもう要らない。だけど農林水産部として、その水面貯木場をほかの用途に使うということはないと、前のとき、そういうお答えだったと思うんですけども、それならば、県全体でもっと違う方法を考えるべきでないのかと言って、それで研究します、検討します、そういったいろんな協議をしてみますって話だったんです。

その後、半年以上たつと思うんですけども、どのような動きで、どのような検討をされて、それで要らないんだったら、管財課に返して、管財課のほうでこれに対する対策処置をするということが私は必要だと思うんですけども、その後の経過を教えてくださいたいと思います。

船田次世代林業戦略室長

津田の水面貯木場につきまして、6月の付託委員会で大西委員から御提案いただいたところでございます。

確かにあの水面貯木場は全くといいますか、余り使われていない状況ではございます。

ただし、全くということではございませんで、北欧材といいますかロシア材等に関しては、カビが出るとかいうふうなことで水面貯木が必要というふうな状況にはあります。ただ、必要とする量といたしましては、今の貯木場の一部という状況ではございます。

水面貯木場につきましては、港湾計画の中で県土整備部が所管しておりますけれども、県土整備部とも協議いたしまして、今後の用途について検討したいと答弁したようでございます。で、県土整備部にも協議は上げておるところでございますけれども、現在、新たな方向性というのは、まだ出せていない、検討しているという状況でございます。

大西委員

今、ちょっとよくわからなかったんですけど、最後のくだりで、県土整備、港湾にも当たるので、港湾計画も変えなきゃいけないので、県土整備部にも協議を上げてますと言ったんやけど、上げてるけども協議してな

いんですよ。ということは、私、半年以上って言ったけど、もうほとんど1年くらいたってることですけども、その間に、港湾の管理をしている県土整備部と一度も協議をしてないと。

ロシア材については水面貯木が必要なんで、ちょっとは使ってますと言うんだけど、じゃあちょっと使っている部分だけ残して、半分だけ残して、それであとは違う用途に使うとか、前にも言ったと思うんですが、例えば、あそこにヨットを係留できないかとか、それからプレジャーボートをあそこに集中して管理できないかとか、そういった使い道があると思うんです、私は。あそこ釣り堀になってますよ、釣り堀に。土日祝日になったら、みんなさおを担いで、そこに釣りに行ってるんですよ。中で釣った魚をいっぱい食べて、皆さん喜んでるけど、だけど県としては、お金をかけて、空間をせっかく利用できるのにしてないということだったら、やっぱりもったいないと私は思うんです。

それについて、伊藤局長がお答えいただけるんですか。1回も協議してないというのは、おかしいんじゃないんですか。

伊藤林業飛躍局長

県営貯木場について、6月議会で大西委員から提案いただきました。

貯木場につきましては、第1、第2、さらに園瀬川の貯木場の3カ所ございます。

そのうち、先ほど船田のほうからも答弁いたしました、県土とも、いろいろ協議いたしまして、まずここにつきましては縦貫道の計画がございます。それで、埋め立て工事が昨年8月から入っております。だから一部そういった形での利用ではございませんが、改善してきたところでございます。また先ほど、これも船田のほうから御説明いたしましたが、円高でございますが、ロシア材等、そのような状況にはなっておりません。そうしたことから、県の木材団地協同組合連合会と協議いたしまして、引き続き検討させていただきたいといったことにさせていただいております。

またもう一点、6月の時点で委員のほうから、県営貯木場管理事務所につきましても何とかならないかといったような御提案いただきました。これにつきましては、協議をした結果、管理施設としての必要性がかなり低下しているといったことから、この1月に用途廃止いたしまして、普通財産に変更いたしまして、今後、有効利用を図ってまいるといったことで検討を進めることといたしております。以上でございます。

大西委員

もう時間も来ましたので、最後、伊藤総局長さんの締めめの答弁で終わりますけども、私としては、地元の隣の地区でいろいろ、こういうことできないか、ああいうことできないかって、いつも御連絡いただく地域なんですけども、せっかく県が財産を持つてる、その財産を活用してもらいたい。

一応、今のお答えでは、管理事務所のほうは、もうほとんど使ってないということなんで、私の提案どおり、これから売却するのか、あるいはもっと違う県の事務所にするのか、よくわかりませんが活用方法を考えていくということだと思いますので、一步前進で。

あと水面貯木場のほうは、今、協議を続けておりますと言うんですけども、高速道路での埋め立てっていうのは半分ぐらいだと思うんです。第1か第2か、どっちかだけだと思うんです。第1か第2か、埋め立てをしないところについては、そのまま残るわけですから、残るんだけど使わないという状況が続くのは間違いない

ので、それを何とか津田の地域が活性化するような利用方法を考えてもらいたい、こういうふうに再度要望しておきます。以上で終わります。

達田委員

お疲れのところ恐縮ですけれども、しばらくお願いいたします。

まず初めに、24年度徳島県一般会計予算の中のことで幾つかお尋ねをしたいんですけれども、今、本当に農林水産業を取り巻く状況というのは非常に厳しいものがあるということは、私たちみんなが同じ認識だと思えます。それで、徳島の農林水産業が本当に盛り返して、いい徳島になってきたという、そういう社会にできるのかどうかということが問われていると思うんですが、ここで皆さんが一生懸命議論をした結果が花開いてくるというのがもしあるとすれば、それは今の子供たちが大人になった時代、また、これから生まれてくる子供たちが大人になった時代に、そういう結果が生まれてくるんじゃないかなあと思うんです。ですから、今の取り組みというのが、今後の子供たちにとってどういう影響を与えるかという本当に大事な取り組みになってくると思います。

それで、まず初めにお伺いしたいんですが、食育推進費についてお尋ねをいたします。

食育基本法に基づいた推進計画、私もこのパンフレットをいただいてまいりまして、非常に大事なことが書かれております。これは農林で言いますと、徳島県農林水産部ブランド戦略総局徳島ブランド戦略課安全安心農業推進室というところが、ほかの3つの部局と合わせて4つの部局で取り組んでいるということなんですけれども、本当に非常に立派な趣旨が書かれております。

食育というのは生きる上での基本だということで、いろんな取り組みを推進していくということが書かれているんですが、そのもとになっている食育基本法の中の特に農業に関係するところといたしますと、第7条の中に、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならないということで書かれております。

それで、これに基づいて、これまで取り組んできた主な取り組み、どういうことに取り組まれてきたのか、また今後どういう取り組みをやろうとしているのか、まず、お尋ねをいたします。

隔山とくしまブランド戦略課長

食育の取り組みというふうな御質問でございますが、食育推進につきましては、平成18年度から現在までずっと食育についての推進を図る取り組みを実施しております。

主な取り組みとしましては、先ほど委員からの御発言がございましたように、国の計画に基づきまして徳島の食育推進計画を策定したということが、まず第一かなというふうに思っております。

それに基づいて食育推進を図っていくというふうなことが1つと、それと、徳島は現場と消費者、生産者と消費者が非常に近い関係にあるということで、地産地消を推進してまいっております。地産地消、食育を推進することによって、子供たちに農業への理解を深めていただき、将来の担い手となっていただく。それと、消費者にとっても、徳島のブランド農産物を御愛顧いただくというふうな効果がございます。それで食育と地産地消という事業を推進してまいりました。

達田委員

具体的にどういう取り組みをされたのか、こういう取り組みがよかったという具体例がありましたら、紹介していただけたらと思います。

隔山とくしまブランド戦略課長

長い年月なので、いろんな取り組みをやってきたわけなんですけど、最近の取り組みとしましては、地産地消と食育推進のための交流事業というふうなことで、民間の食育推進をやっていただけるボランティアの方を中心に、食育と地産地消を進めるための体験を消費者の方にやっていただくという事業がございました。これにつきましては、地場産品を使った料理教室とか、実際の栽培体験とか、そういうふうなことを実施して、食育なり地産地消を進めていくという事業でございます。

達田委員

農林水産と教育部門というのが、ぴったりと結びついていて、本当に効果が上がっていくものだと思うんです。今までよく議論されましたけれども、徳島の農林水産物というのは、全国に出しても絶対恥ずかしくないです。本当においしいです、何食べても。県外に行ったらよくわかりますけれども、こんなおいしい環境の中で育てるんだということを知ってこそ、将来農業をやってみようとか、漁業をやろうとか、そういう気持ちが芽生えてくるんじゃないかと思うんです。

それで、このパンフレットの中で、食をめぐる現状というのがございます。実は、米の消費量、平成2年に1年間1人当たり70キログラムだったのが、平成21年には58.5キログラムというふうに米の消費量が減ってきております。そして、畜産物の消費量が昭和55年に1年間101.7キログラムだったのが、平成21年に129.9キログラムにふえています。また、野菜の生産量に関しましては、平成15年に293.4グラムが、平成20年には295.3グラム、野菜に関しては余り変わってないんですが、これを見ますと、肉食ですね。肉がふえて、お米が減っているという状況が見てとれるんですけども、徳島のおいしいお米をどうやって1人当りに食べてもらうのかというのが課題になってるんじゃないかと思うんですけども、米の消費をふやす取り組みっていうのが、この食育の中でも大きなウエートを占めてやるべきでないかと私は思うんですけども、それはいかがでしょうか。

隔山とくしまブランド戦略課長

お米の消費量をふやす取り組みというふうなことで、平成23年度の事業におきまして、すだちくんお弁当コンクールという事業を実施しております。

これにつきましては、小学生から高校生までに、お弁当をつくっていただき、それについてみんなで審査すると。それと上位入賞者の方につきましては、それをレシピとして冊子にして残していくというふうな取り組みをしております。その中で、お米の消費についても、いろいろ役に立つようなレシピが出てきたかなというふうに思っております。

達田委員

食育推進の課題って言うと、一口に食育って言いますと、すごく広い分野がございますので、これに絞ってというのがなかなか大変かと思えますけれども、やっぱりお米が主食でありますので、おいしいお米を食べて育っていくというのが基本でないかと思うんです。

徳島のお米のおいしさというのは、これも格別おいしいです。外国のお米と比べても格段の差があります。ですから、子供たちが本当においしいお米の味を知って育っているか、それとも、何を食べても同じに味わってしまうかっていう、そこが違いがあると思うんです。それで、地産地消というのが大事ななあと思うんで、そのことを学校給食においても、もっともっと割合をふやしていただきたいなあと思うんです。それはちょっと質問しよったら長くなりますので、要望にとどめておきたいと思いますが、この食育、本当に大事な推進の費用なんですけど、昨年と比べて予算がこれも減っております。

もともとそんなに多く予算がついてるわけじゃないんですが、昨年 780 万円だったのが、こっちは 547 万 8,000 円と 232 万 2,000 円減ってるんですけども、強かに推進していくという体制が大丈夫なのかどうか、お尋ねをしておきます。

隔山とくしまブランド戦略課長

平成 24 年の予算につきましては、平成 23 年度に比べかなり減少しているというふうなことでございます。これにつきましては、平成 23 年度の 780 万の予算のうち 550 万が徳島県安心子ども基金という基金を活用しておりました。この基金につきましては、平成 23 年度限りということで、24 年度には子ども基金が活用できないというようなことでかなり減少してきております。

達田委員

ということは、活動量が減るんじゃないかということをお前は危惧してるんですけど、その点どうですか。

豊井農林水産部長

食育についての御質問でございますけれども、食育を推進することは、それを通して豊かな人間性をはぐくむということで、大変重要であるというふうに認識いたしておるところでございます。こうしたことから、我が農林水産部におきましては、食を通じた取り組みということで、米や野菜の栽培を含めまして、食の重要性というのを子供のときからはぐくんでいただいて、食の重要性を農業振興にもつなげていっているところでございます。加えまして、委員から御指摘もありますように、とりわけ学校給食の中にも地産地消ということで、徳島県の豊かな食材を使って、まさに徳島の食材のよさを認識してもらうために、学校給食におきましても、地場産品の活用率をふやしてもらえよう取り組みを教育委員会と連携しながらやっているところでございます。

こうした中で、委員から御指摘ありました厳しい予算という中で、本当に取り組みができるかということでございますけれども、やはりその厳しい予算の中でも、私どもとしては、先ほども隔山課長が申し上げましたように、子供のときからさまざまなJAの女性部などの団体が実施する農作業体験とか、そういった普及活動の取り組みを積極的に支援しているところでございます。

そうした支援について、今後予算が限られた中ではございますけれども、いろんな形でもって、各農業支援センターなどを通じまして、今後とも引き続き子供たちに幼少期から食の大事さ、重要性を認識してもらうために取り組んでいきたいと思っておりますし、また、教育委員会、あるいは保健福祉部とも十分連携をしながら、その厳しい財政状況の中での予算編成がございましたけれども、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

達田委員

お金をかけずに手間暇かけてというふうに通じましたけれども、それは本当に大事なことだと思いますので、各地域、そして各学校が連携して、取り組みを強力に進めていっていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、県産材の利用につきまして、お尋ねいたします。

森林の専門家が横においでするんですけれども、そのことについてお尋ねをしたいんですが、これも子供たちがどんな環境で毎日を過ごしてきたかということが、木材の将来の需要というか、そういうのにも隠れた意識ではありますけれどもかかわってくるんじゃないかと思っております。木のぬくもりを感じて育ったというのが、すごく潜在意識としてあるんじゃないかと思うんです。

私が生まれた時代というのは、非常に貧しい戦後の時代ではありましたが、木造の校舎というのがほとんどで、古い校舎ではありましたが、非常に手が込んだ立派な建物だったんです、今、思いますと。それがすべて鉄筋コンクリートに建てかわりましたけれども、非常にぬくもりのある昔ながらの玄関といい講堂といい、立派なつくりがされていたように思います。そういう中で、床とか、壁とか、木造の中で育ったという思いが、やっぱりどこかにあるわけなんです。木のよさというのがわかって育っていくわけですが、子供たちがそういう状況で育っていけるかどうかというのが、すごく将来にもかかわっていると思うんです。木材の需要拡大につながるんじゃないかと思っておりますので、その点でお伺いしたいんですが、この林業振興指導費の予算の中に木材需要拡大奨励費ということで、先駆的木造公共施設整備事業費補助金が入っております。

この事業で、どれだけ、どんな建物を公共の事業でつくってきたのかという成果を教えてくださいたいと思います。

船田次世代林業戦略室長

先駆的木造公共施設整備事業についての御質問でございます。

この事業についての実績ということでございますけれども、大きいところでは、平成 21 年度に佐那河内の統合小中学校の木質内装を行っております。あるいは 22 年度では、勝浦町の道の駅情報館の整備を行っております。大きなところ一応 2 つ御提示させていただきました。

達田委員

木造のよさというのは、これまでもいろいろと言われておりますけれども、特に小さな子供たちがはだして過ごしていくような施設、保育所とか幼稚園、それから小中学校とか高校とか、教育施設というのは、子供た

ちが日中のほとんどを過ごしておりますので、そういうところで、ぜひ木をふんだんに使った環境の中で育てられるようにしていただきたいと思うんですが、外部の建物だけじゃなくって、机であるとか、イスであるとか、ロッカーとか、そういう附帯品ですね。教室の中の物も対象になるのでしょうか。

船田次世代林業戦略室長

机とかそういった備品のたぐいが対象になるかという御質問かと思いますが、備品についてはこの事業の対象になりません。

達田委員

木の机とスチールの机というのは違うと思うんです。子供たちが小学校に入学したときに、木の個人の机をいただいて、そしてだんだんだんだんと背丈も大きくなりますから、それに合わせて高くして行って6年間使うという取り組みをやっている学校もございます。そういう中で、子供たちが一人一人本当に大事にされているなという気がすると思うんです。そして、木に愛着を持って、自然、自然、自然の中で、そういうのが生まれてくる。それが将来につながっていくと思いますので、これ要望するだけになってしまうんですけども、木がふんだんにあって、徳島県ていうのはすばらしい学校、教育施設だなあというので、よそからも見に来てくれるような、そういうものをぜひつくっていただきたいなあと思います。

そして、これも実は21、22、23、24と予算を見てみますと、24年度は3,900万ついています、24年度はこれからですけれども、22、23に比べますと予算が減ってきているんですけども、これ心配ないでしょうか。

船田次世代林業戦略室長

当初予算としては、24年度は減少しております。

しかし、今年度の4次補正予算で、この先駆的木造公共施設事業というので約4億6,000万ほどついておりますので、それが24年度には繰り越して執行できるということで、それと合わせた額でしたら、23年度よりも大幅な増額というふうになっております。

達田委員

先駆的木造公共施設整備事業ということで、自己点検のシートもを見せていただいたんですが、この中で、非常にいい制度だということなんですが、今後の事業内容を見直して、効率的な事業実施を行うために縮減って書かれてるんです。縮減というのはどういうことなんでしょうか。だんだんとなくなっていく方向にあるということなんでしょうか。

伊藤林業飛躍局長

木造公共施設整備の今後の展開といったことでございます。

木造公共施設整備につきましては、委員お話しのように、木のよさ、また木のぬくもりは非常に子供たちにとっても大事、また民間の建物の呼び水といった形でも非常に重要であると認識しております。そうした中で、予算的には非常に厳しい状況ではございますが、引き続きやっていきたいと、このように思っております。

す。

また、現在のところ基金事業からは木造公共事業、今回は外れております。こうした中で、国のほうにも引き続きやっていただきたいといったことで、知事のほうから政策提言し、今後もしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

達田委員

縮減と書かれとったから、私もどうなるんだろうと思ったんですが、これは無視していいんですか。そのまま受け取りますと、ずっとなくなっていくかなくなっていうふうに思ってしまうんですけども。

伊藤林業飛躍局長

繰り返しになりますが、非常に重要な事業と認識しておりますので、引き続き進めていくよう努力してまいりたいと、このように思っております。

達田委員

じゃあ事業をもっともっと発展させるような方向で、今後の方針を決めていただきますようお願いいたします。

次に行かせていただきますが、農地総務費の中の土地改良区の統合再編整備費補助金という中で、土地改良団体指導費の中の土地改良区統合再編整備費補助金というのが120万円組まれているんですけども、今どれだけの改良区をどのように再編しようとしているのか、お尋ねをいたします。

寺尾農村振興課長

土地改良区の統合再編について、お尋ねでございますけれども、土地改良区については土地改良事業の推進ための基幹的な組織ということで、地域におけます農業用水路等の管理組織として設立されておまして、現在県下に131の土地改良区がございます。

このうち、受益面積が100ヘクタール未満という比較的小規模、零細な改良区が64%と多い状況になっておりますので、このため平成21年3月に土地改良区次世代再生整備に関する基本方針というのを策定しておまして、この中で、合併とか事務統合に向けました啓発、研修とか、統一経理システム導入といったことなど、統合整理の推進ということでございます。

達田委員

それぞれ改良区の構成員の皆さんの御意見というのが、一番大事になってくると思うんですけども、その御意向というのは今どういう状況でしょうか。

寺尾農村振興課長

ただいまのところ21年度から、そういった統合合併によります運営基盤の強化といったものについて認識

をいただいております、来年度におきまして、具体的な合併の意向等について、この予算の中で調査を行っていきたいというふうに考えております。

達田委員

頑張っているところと、またなかなか頑張りがたくとも頑張れないところというんですか、もう今、本当に農業自体が厳しい状況にありますので、何でも合併すればそれでいいのかという状況にあると思います。ですから、どういう状況が一番その改良区にとってふさわしいのかというのを十分見きわめた上で、無理やりな統合ありきでなくて、ちゃんと改良区のあり方そのものを見きわめていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、土地改良区に関しましては、私が住まいしております阿南市内でも、いろいろ御意見が出されてきたところなんですけれども、特に那賀川南岸土地改良区がございます。この改良区で、非常に非民主的な運営がやられていたということで、たびたび問題になってきたんですけれども、この中で、20年、23年と検査が行われて、検査書も出されております。

20年の検査書を見ますと、会計帳簿の記帳不備が認められたとか、金銭の出納簿については記帳していない、日々の預貯金、現金の保有額が把握できていないという非常に深刻な状況が指摘されて、これちゃんと改善してくださいよということで出されていたと思うんです。その後、23年度にまた検査書を見てみますと、改善を要する事項がさらに認められたということで、まだ改善が不十分であるものが認められたのは極めて遺憾であるというふうに書かれてるんです。そして、諸手当とか慶弔費等の支出基準が明確でないとか、工事請負における契約の不備、改善を要する事項が新たに認められたと、前も指摘されとんだけど、また新たに改善を要する事項が認められたということで、20の項目について改善しなさいよということを県が指摘されております。それについて、これがちゃんと改善されているのかどうか、その点はいかがでしょうか。

寺尾農村振興課長

委員御指摘のように、23年度に検査がございまして、検査書の中で20項目の指摘事項があるということでございます。

これにつきましては、土地改良区につきましては、土地改良区の組合員が総代会の決議によりまして運営方針を決めるというような自主的に運営されておる団体ということで、まずその土地改良区が検査で指摘を受けた内容につきまして、みずからが是正、改善するということで進めていただくことが必要だというふうに考えておりました、土地改良区のほうから、こういった指摘事項に対しまして、どのように改善するかという回答がことし11月に出されております。それにつきまして、一応その各項目について、いついつまでに改善するといった回答もいただいておりますので、そんな中で、総代会の議決等が必要な事項もありますので、そういった議決等が終わった後に、改善状況について確認にお伺いしたいというふうに考えております。

達田委員

これまで諸簿を見せていただきたいということでも、組合員に諸簿を見せないというようなことがございました。これが会計補助簿の整備ということで指摘をされているんですが、整備できていない帳簿が認められた

ということで、請負工事簿、直営工事簿、工事総括簿、固定資産台帳、備品台帳などが書かれております。

こういうものが、組合員さんが見せてくれと言っても見せてもらえないというようなことで問題になったわけですが、これから、これがちゃんとできますというふうに答えがあったとしても、それをきちんと確認できるのはいつごろになるのでしょうか。

寺尾農村振興課長

それぞれにつきまして、ちょっと時間を要するものと、先ほど申しましたように総代会の議決をもって改善されるもの等いろいろございますので、まずとりあえずは、今年度の総代会の議決を経て改善するようなものが出そう時期に確認に参りたいというふうに考えております。

達田委員

すぐに確認できる内容としましては、慶弔費等の適正支出ということが書かれております。これ平成 23 年 3 月 22 日付で、当時の理事長への入院見舞金が 88 万円の交際費から支出していると。うち 68 万円については、23 年 4 月 14 日に一般会計に返納されているものの、あと 20 万円については、いまだ返納されないままであるというふうに書かれております。だから、社会通念上、見舞金としての容認限度を大幅に超過しているというふうに指摘をされてるんですけども、これは確認されたのでしょうか。

寺尾農村振興課長

慶弔費につきましては、改良区の回答を聞きますと、返納に向けた準備をしているということで、期限につきましては 24 年度中ということでございまして、実際の実施状況はまだ確認しておりませんので、今後これについても確認してまいりたいと思っております。

達田委員

これは、いろんな方がおかしいんじゃないかということで、組合員さんの中から指摘が出ておりますので、何年まで待たなんだら確認できんやいうことではないと思いますので、早目に確認をして、きちんとした、だれが見ても、これ当然やなと思えるような、そういう支出がされよるという状況にするべきだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それともう一点は、賦課金が高いというふうな指摘もございます。

今、土地改良法では、経費の賦課というのは当たり前のことなんですけれども、その賦課に当たっては、地積用水量その他の客観的な指標によって、当該事業によって当該土地が受ける利益を勘案しなければならないというふうなことで、余りにも高過ぎる賦課金であれば、やっぱりそれを勘案してもらわないかんということなんですけれども、徳島県内の土地改良区の賦課金というのは、すべて把握できておりますでしょうか。

もしあったら、また私、資料としていただきたいんですけども。

寺尾農村振興課長

土地改良区の賦課金についての話でございますけれども、賦課金については、土地改良区のそれぞれで

実際に管理する施設も異なりますし、それに要する費用、あるいはポンプがあれば電気代等も異なってまいりますので、それぞれ県内の土地改良区で異なっているという状況でございます。

しかも、改良区は実質的な組織でございますので、その総代会なりで、賦課金についてはそれぞれ決めていただくということでございまして、その部分は県が高い、安いというふうには言えない状況でございまして、先ほどおっしゃられました県内の改良区についてすべて把握しているかと言われると、把握している改良区もありますけれども、必ずしも県に出すのが義務ということではありませんので、把握していないものもありますし、把握しているものもございましてという状況です。

達田委員

阿南市内の改良区だけの問題じゃないんです。ほかの改良区の方からも賦課金が高いんじゃないかという声も出ておりますので、どういう状況なのかという、それは高いか安いかの判断材料じゃなくて、県内の状況がどうかというのをつかんでおくべきじゃないかなと思いますので、ぜひ資料として、ちゃんと整えていただきますようお願いいたします。

この問題は、かなり時間をかけて解決していかなければならない問題だと思いますので、また後々もお聞きをしていきたいと思うんですが、最後に畜産課にお尋ねいたします。

畜産環境対策費の中で、畜産バイオマス利活用推進費補助金というのが出ております。7,722万8,000円なんですけれども、これはどういう内容でしょうか。

立川畜産課長

ただいま畜産バイオマス利活用整備事業7,722万8,000円の事業内容について、質問を受けました。

この事業は2つの単位事業から成っております、1つは畜産バイオマス利活用整備事業、これは家畜、排せつ物の適正処理、利用に必要な施設整備のためハード事業で、国費分が900万入っております。

それともう一つの単位事業が食鳥副産物有効利用促進事業であります。これが6,822万8,000円で、合計7,722万8,000円となっております。この食鳥副産物有効利用促進事業の事業内容につきましては、本県はブロイラー産業の処理羽数が全国で5位にあるという本県の農業の基幹産業の部門でもありますし、また、食鳥の処理、加工を通じまして、多くの雇用の場を創出するなど、中山間地域におけるすそ野の広い地場産業として地域経済を支えております。事業内容といたしましては、県内の食鳥処理場から日々大量に排出されます食鳥副産物を飼料、肥料、原料として適正処理を行うために要する経費の一部について助成するもので、本県養鶏産業の振興と畜産環境保全等に資する事業であるということでございます。以上でございます。

達田委員

つまり食鳥に関する補助金というのは、これまで私どもが指摘をしてきました徳島化製協同組合への補助金ということですね。

立川畜産課長

そのとおりでございます。

達田委員

そうしましたら、これが出されてから、これ含めて結局全部で幾らになるんでしょうか。

立川畜産課長

この事業は平成6年度から開始されておりまして、額が確定しております平成22年度までの合計17年間の総補助金額は20億8,880万4,000円となっております。以上でございます。

達田委員

そもそも60億円の無利子融資を受けて、そしてその返済分に当たる分を毎年毎年、補助金で出されていると、県民から見たらそういう形ですよ。そういうふうなやり方が本当に許されるのかという思いがございます。

ちゃんと終期を決めていただいて、早急にこういう補助金はやめていただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

立川畜産課長

当該補助事業につきましては、先ほど来言いましたように、食鳥副産物等適正処理に要する経費の一部を化製事業者に対し補助を行うものでございます。

化製事業者は本県食鳥産業の発展と畜産環境の保全に欠かすことのできない部門であります。高い公益性を有するものと考えており、毎年、政策評価を行う中で、事業の目的、有効性、効率性等について、総合的な検討を行いまして、事業の適正な執行に努めていきたいというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

達田委員

御答弁の人が変わりましたが内容はテープレコーダーと同じだと、そういう感じがいたします。

それで、子供たちにどういふ未来を残すのか、どういふ徳島を残すのかということで、公平公正な徳島県、そして農林水産業の栄えた徳島県というのを子供たちに残していきたい、そういう思いで私ども質問させていただいておりますので、ぜひ、その声にこたえていただきたいということをお願いしまして、終わります。

来代委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

達田委員

先ほど申しました不適切だと思える補助金も入っておりますので、議案第1号には反対です。

来代委員長

それでは、農林水産部関係の議案第1号につきましては、御異議がございますので起立により採決いたします。

議案第1号、平成24年度徳島県一般会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案第1号を除く農林水産部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号を除く農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(起立採決)

議案第1号

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第15号、議案第47号、議案第48号、議案第60号、議案第64号、議案第73号、議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第83号

以上で、農林水産部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」と言う者あり)

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付しております議事次第に記載の事件につきましては、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

また、恒例でだれも聞いてくれると思いますけど、ここにこうやって読めっていう文書が来ておりますので、立ちって読ませていただきますが、三、四枚ありますので、ちょっとだけ言わせてもらいます。これは本音で言います。この文書でございません。

本当にこの1年間、真摯に御答弁をいただきましてありがとうございました。我々は、好きこのんで勝手に言うたのではないんです。私たちのバックには、みんなそれぞれの意見、あるいはそれぞれの不満、それぞれの満足感がございます。それをみんな有権者にかわって、あるいは住民にかわって質問させていただき、皆さんもわかりづらい質問、あるいはわかりやすい質問、激励の質問、それぞれ真摯に受け答えをしていただいて、どうもありがとうございました。

これから先も放射能問題、あるいは米の問題、いろんな問題が出てこようと思いますけれども、徳島の農産物は本当に安心・安全なすばらしいものと思っております。どうかその我々の気持ち、期待が、県民に伝わりますように、これからすばらしい行政をお願いいたしますのと同時に、地元紙だけ残っていただきまして、協力をしていただきまして、みんなが頑張ったところをたくさん書いてあげてください。よろしく願いを申し上げます。お礼とさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

豊井農林水産部長

ただいまは来代委員長さんから御丁寧なごあいさつをいただきまして、まことにありがとうございました。

この1年間、来代委員長さん、藤田副委員長さんを初め、各委員の皆様方には終始御熱心に本県の農林水産業の振興、発展のために御審議を賜りまして、まことにありがとうございます。いただきました御意見、御提言をしっかりと私どもの胸に刻みまして、本県の農林水産業の振興、発展のために、なお一層の努力をしてまいりたいと思いますので、今後とも御指導、御鞭撻のほど、どうかよろしく願い申し上げます。

また、最後になりますが、来代委員長さん、藤田副委員長さんを初め、各委員の皆様におかれましては、今後ますます御健勝で御活躍をされますことを心から御祈念申し上げます。簡単ではございますが、お礼のごあいさつとさせていただきます。

一同起立。

(理事者起立)

どうもありがとうございました。

来代委員長

これをもって、経済委員会を閉会いたしますけれども、どうかこれから先も人事異動とかいろんなことありま

しょうけども、喜ぶ人、喜ばん人、皆さん含めて、どうぞお元気で活躍のほど心よりお願いを申し上げます。

(14時24分)